

医療保険だより



平成26年度の国民健康保険と後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険料

今年度の保険料については、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でご確認ください。

後期高齢者医療保険料は、原則として年金から天引きになります。年金天引きの対象にならない人には、保険料の納付書を送ります。

保険証が新しくなります

8月1日から、後期高齢者医療の被保険者証は、黄色に、国民健康保険（国保）の高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人の証）は、さくら色の新しい証になります。

7月末に送付しますので、病院で受診するときは、必ず新しい証を提示してください。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合変更

後期高齢者医療制度では、毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合（1割または3割）の見直しを行います。見直しにより、8月から負担割合が変更になる場合があります。

個人市・県民税

非課税世帯の負担軽減

後期高齢者医療および国民健康保険の加入者で、個人市・県民税（住民税）非課税世帯の人は、入院したときの食事代や、受診時の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」（以下、

認定証）の交付を受けられます。

現在交付している認定証は、7月31日で期限が切れます。

後期高齢者医療の被保険者のうち、現在、認定証をお持ちで8月以降も認定となる人には、新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

国民健康保険加入者で、新しく認定証の交付を希望する人は、市民課保険医療係で申請してください。

申請手続は、代理人でも可能です。郵送での申請も受け付けています。

※認定証の交付を受けた人は、必ず病院に提示してください。

一部負担金の割合軽減

一部負担金の割合が3割負担に該当した人でも、収入額が一定の基準額に満たない場合は、申請により負担が1割となります。1割負担となる可能性のある人には、申請書を送付しますので、軽減の手続きをしてください。

市民課 保険医療係

☎42・1191

平成26年度の国民健康保険税率等について

【賦課限度額の引き上げ】

平成26年度の国保税率に変更はありませんが、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額が14万円から16万円に、介護納付金課税額の賦課限度額が12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げになりました。なお、医療分は据え置き（51万円）です。

【基準見直しによる軽減対象の拡大】

国保税の5割・2割軽減の対象になる世帯の軽減判定所得の計算方法が表のとおり変更になり、軽減対象が拡大されました。詳しくは、7月に発送する納税通知書の添付文書をご確認ください。

●国保の賦課限度額

	現 行	改正（平成26年度から）	備 考
医療分	51万円	51万円	据え置き
後期分	14万円	16万円	2万円引き上げ
介護分	12万円	14万円	2万円引き上げ
計	77万円	81万円	4万円引き上げ

●軽減判定所得の計算方法

	現 行	改正（平成26年度から）
7割軽減	33万円	33万円
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数)	33万円 + (24万5千円 × 国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数)
2割軽減	33万円 + (35万円 × 国保加入者数と旧国保被保険者数の合計)	33万円 + (45万円 × 国保加入者数と旧国保被保険者数の合計)

※旧国保被保険者…国保に加入していて、平成20年4月以降、後期高齢者医療制度へ移行した人

市民課 保険医療係

☎42・1191

税務課 市民税係

☎42・1291